

宮城北部国有林の地域別の森林計画書
(一斉変更)
(宮城北部森林計画区)

計画期間 自 平成21年4月1日
至 平成31年3月31日

東北森林管理局

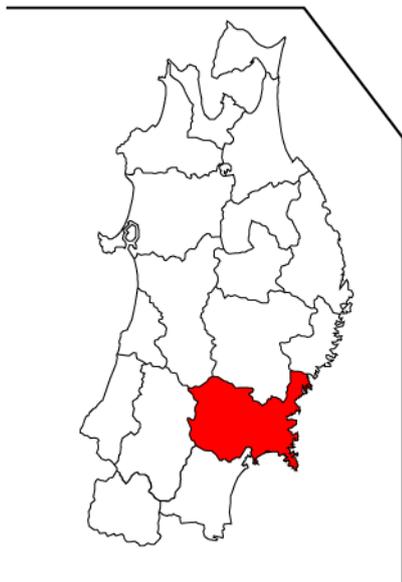
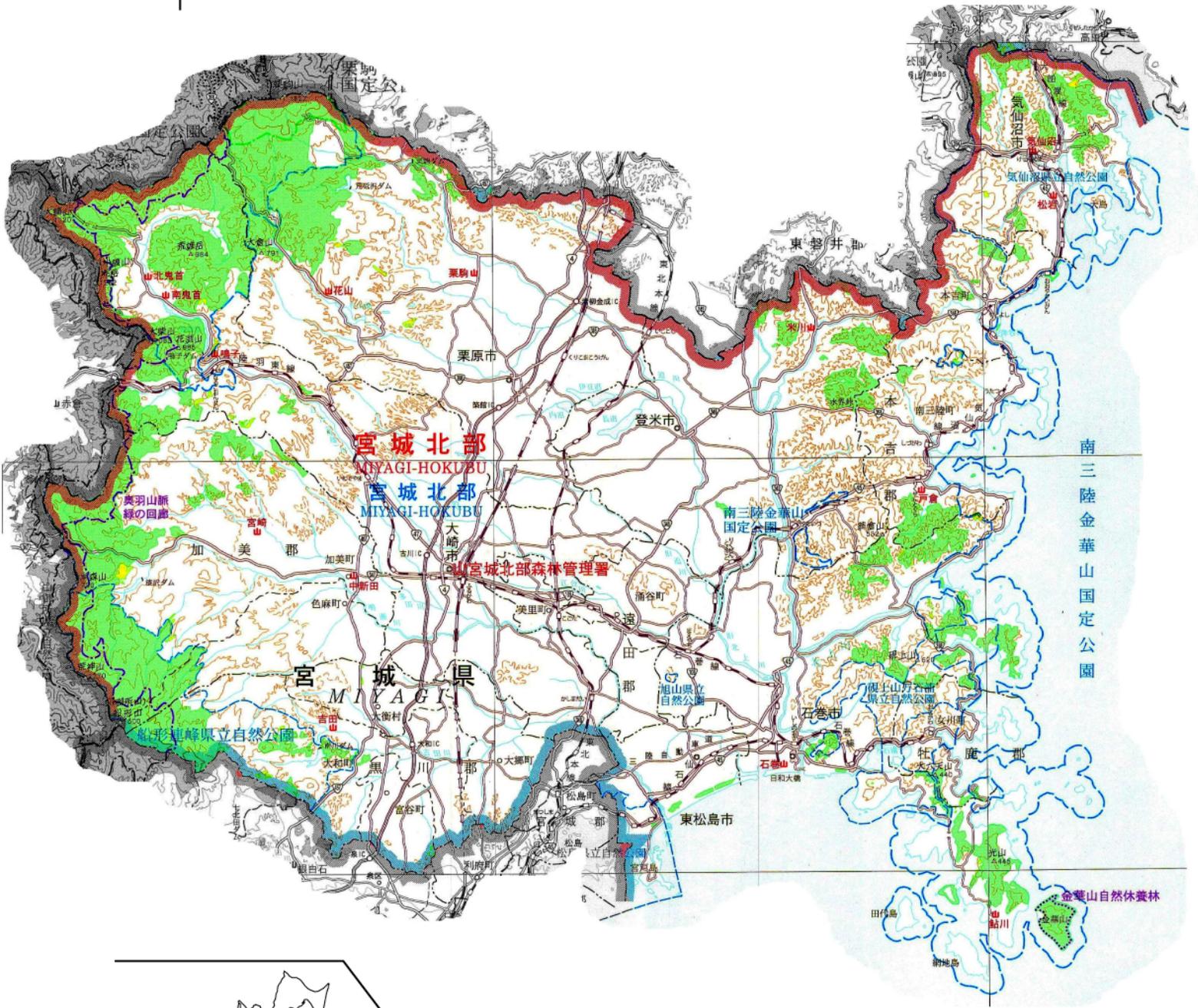
宮城北部国有林の地域別の森林計画の変更理由

森林法（昭和26年法律第249号）の一部改正（平成23年4月22日公布）に伴い、同法附則第4条第1項に規定する現行の宮城北部国有林の地域別の森林計画（平成20年度樹立）を変更する。

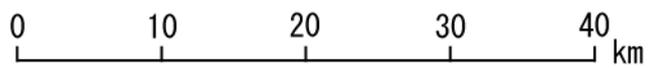
（参考）森林法附則第4条第1項

森林管理局長は、平成23年12月31日までに、新法第7条の2の規定の例により、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の際現に旧法第7条の2の規定によりたてられている森林計画（平成19年4月1日とその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該森林計画の変更は、平成24年4月1日にその効力を生ずるものとする。

宮城北部森林計画区の位置図



	国有林野
	官行造林



目 次

I 計画の大綱	
1 森林計画区の概況 -----	1
(1) 位置 -----	1
(2) 自然的背景 -----	1
(3) 社会経済的背景 -----	2
2 計画樹立に当たっての基本的考え方 -----	3
II 計画事項	
第1 計画の対象とする森林の区域 -----	4
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	5
森林の整備及び保全の目標	
その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	5
(1) 森林の整備及び保全の目標 -----	5
(2) 森林の整備及び保全の基本方針 -----	6
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 -----	9
第3 森林の整備に関する事項 -----	10
1 森林の立木竹の伐採に関する事項 -----	10
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 -----	10
(2) 立木の標準伐期齢 -----	11
(3) その他必要な事項 -----	11
2 造林に関する事項 -----	11
(1) 人工造林に関する基本的事項 -----	11
(2) 天然更新に関する基本的事項 -----	12
(3) その他必要な事項 -----	13
3 間伐及び保育に関する基本的事項 -----	13
(1) 間伐の標準的な方法 -----	13
(2) 保育の標準的な方法 -----	14
(3) その他必要な事項 -----	14
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 -----	15
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 -----	15

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	16
(1)	林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の 開設及び改良に関する基本的な考え方	16
(2)	効率的な森林施業を推進するための 路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方	16
(3)	更新を確保するための林産物の搬出方法を 特定する森林の所在及びその方法	16
(4)	その他必要な事項	17
6	森林施業の合理化に関する事項	17
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	17
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	17
(3)	林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	17
第4	森林の保全に関する事項	18
1	森林の土地の保全に関する事項	18
(1)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	18
(2)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の 保全に特に留意すべき森林の地区	18
(3)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要がある森林及びその搬出方法	19
2	保安施設に関する事項	19
(1)	保安林の整備に関する事項	19
(2)	保安施設地区に関する事項	19
(3)	治山事業に関する事項	19
(4)	その他必要な事項	19
3	森林の保護等に関する事項	19
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	19
(2)	鳥獣による森林被害対策の方針	19
(3)	林野火災の予防の方針	20
(4)	その他必要な事項	20
第5	計画量等	20
1	伐採立木材積	20
2	間伐面積	20
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	20
4	林道の開設又は拡張に関する計画	21

5	保安林整備及び治山事業に関する計画 -----	24
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等 -----	24
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 --	24
(3)	実施すべき治山事業の数量 -----	25
第6	その他必要な事項 -----	26
	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 ---	26
	別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法 -----	38
(附)	参考資料	
1	森林計画区の概況 -----	42
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	
(2)	地況（気候）	
(3)	土地利用の現況	
(4)	産業別生産額	
(5)	産業別就業者数	
2	森林の現況 -----	47
(1)	齢級別森林資源表	
(2)	制限林普通林別森林資源表	
(3)	市町村別森林資源表	
(4)	制限林の種類別面積	
(5)	樹種別材積表	
(6)	荒廃地の面積	
(7)	森林の被害	
3	林業の動向 -----	61
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	
(2)	林業事業者等の現況	
(3)	林業労働力の概況	
(4)	林業機械化の概況	
4	前期計画の実行状況 -----	65
(1)	伐採立木材積	
(2)	人工造林・天然更新別面積	
(3)	林道の開設又は拡張の数量	
(4)	保安施設の数量	

5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	66
	(1) 森林より森林以外への異動	
	(2) 森林以外より森林への異動	
6	森林資源の推移	66
	(1) 分期別伐採立木材積等	
	(2) 分期別期首資源表	
7	その他	68
	(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革	
	(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間	

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置

本森林計画区は、宮城県のほぼ中央部から北部に位置し、北側は岩手県の北上川中流森林計画区、大槌・気仙川森林計画区、東側は秋田県の雄物川森林計画区と山形県の最上村山森林計画区及び南側は宮城南部森林計画区に接し、大崎市など6市10町1村を包括する区域である。

(2) 自然的背景

ア 地勢

本森林計画区は、奥羽山脈の山岳地帯、北上山地の丘陵地帯及びこの2つの地帯に挟まれた平野部とに大別される。

山岳地帯は東北地方の脊梁をなす奥羽山脈を含む地帯で、秋田県、山形県との境には栗駒山(1,628m)、須金岳(1,243m)、小鎚山(1,262m)、船形山(1,500m)等の標高1,000m以上の山々が連なっている。

丘陵地帯は北上山地の南端部に位置し、標高は600m以下の起伏の緩やかな地形となっている。

これらの地域を流れる主な河川は、奥羽山脈に源を発する迫川、江合川が東流して北上川に合流し、南下して太平洋に注いでいる。

また、奥羽山脈に源を発する鳴瀬川が東流して石巻湾に注いでいる。

イ 地質及び土壌

本森林計画区の地質は、奥羽山脈は花崗閃緑岩、凝灰岩が分布し、北上山地は花崗岩が分布している。

奥羽山地の山岳地帯は褐色森林土が全体の52%を占め、次いでポドゾル土壌15%、黒色土14%、その他19%となっており、おおむね標高700m以上にはポドゾル土壌が分布し、山麓地帯には黒色土が分布している。

北上山地の丘陵地帯は褐色森林土60%、黒色土30%、その他10%となっている。褐色森林土は全般的に分布しており、黒色土は斜面上部の緩やかな広い峰筋に分布している。

ウ 気候

本森林計画区は、脊梁をなす奥羽山脈から太平洋に至る広大な範囲にわたっていることから、気候型も地域によって特徴がある。奥羽山脈の西部山岳地帯は冬季、北西からの季節風を受けて積雪量も多く日本海型気候を呈している。これに対して南三陸の太平洋沿岸は、寒暖の差が小さい海洋性気候を呈し、冬季の季節風が弱く夏季の降水量も少ない。

また、内陸平野部は、季節風による影響が少ない。

エ 林況

(ア) 人工林

人工林面積は、26千haで立木地面積67千haの39%を占めている。

また、人工林蓄積は4,911千m³で、総蓄積11,567千m³の42%を占めており、樹種別ではスギが70%、カラマツが6%、アカマツが11%となっている。

齢級配置は、7 齢級～10 齢級が人工林全体の60%を占めている。

(イ) 天然林

天然林は、41千haで立木地面積67千haの61%を占め、アカマツ、ブナ類を主とする広葉樹が大半を占めている。

(3) 社会・経済的背景

ア 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は450千haで宮城県の66%を占めている。

土地の利用状況は、森林が248千haで本計画区の55%を占め、次いで畑が3%、田が19%、その他が23%となっている。

イ 地域産業の概要

計画区内の総就業者数は380千人で、宮城県全体の34%を占めている。

これを業種別で見ると第一次産業13%（農業9.9%、林業 0.1%、漁業 3%）、第二次産業30%、第三次産業57%となっている。

県全体の割合（第一次産業6%、第二次産業24%、第三次産業70%）に比べ、第一次産業は高い数字を示しており、沿岸漁業、稲作農業、優良林業地が多い地域の特徴を表している。

第二次産業は、石巻市を中心とした木材関連工場や気仙沼市等の水産加工業、内陸部では弱電等の軽工業のほか、大崎市鳴子温泉の「こけし」をはじめ、各地の特産地場産業が活発で、就業率は高い。特に、仙台北部中核工業団地の建設により、発展が期待される。

第三次産業は、石巻市、気仙沼市、大崎市等の地域の中核都市での商業活動が主体となっている。

平成17年度産業別純生産額は24,211億円で、宮城県全体の33.7%を占めている。産業別の割合では、第一次産業4.9%、第二次産業27.8%、第三次産業67.3%となっている。

ウ 森林計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の森林面積は248千ha で、そのうち国有林面積は28%に当たる70.7千haとなっている。

国有林には、貴重な野生動植物が多く生息しており生物多様性の確保の観点から、森林生態系保護地域など各種保護林を12箇所設定しているほか、「奥羽山脈緑の回廊」を設定している。

このほか、奥羽山脈の山岳地帯は主要河川の源流部であり、沿岸地域の養殖等の漁業への水資源の確保に重要な役割を果たしている。また、金華山、栗駒山等は自然景観が優れて

おり、レクリエーションなど保健休養の場としても多く利用されている。

2 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

一方、森林資源の状況を見ると、天然林については、資源内容が必ずしも十分なものとなっていない。また、人工林の多くが未だ間伐等の施業が必要な育成段階にあるが、高齢級の森林が増加しつつある。量的には充実しつつあり、適切な間伐等の推進による整備・保全と国産材の利用拡大を通じた林業の再生を図っていく重要な時期を迎えている。

このような状況の下で、公益的機能の発揮を図りつつ木材資源の効率的な循環・利用に対応するため、従来から進めてきた若齢の人工林の間伐に加え、高齢級の人工林についても、コストを抑えた間伐を適切に行いながら、立地条件や国民のニーズに応じて長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に実施するとともに、天然生林の的確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を図る必要がある。また、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策などにより森林の保全の確保を図ることを基軸としつつ、森林の有する多面的機能のうち、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全の推進を図ることが必要である。なお、このとき、すべての森林には多種多様な動植物や土壌生物が生息・生育しており、それら生態系の保全に配慮した施業を通じて多様な林齢の森林を造成すること等が生物多様性の保全につながることに留意する必要がある。また、森林は二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしており、間伐等の森林整備の着実な実施や、保安林等の適切な管理・保全等について、関係機関等の連携のもと「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じて、一層の推進を図る必要がある。

さらに、森林浴の場、森林の癒しの効果を活用した健康づくりの場、森林環境教育の場、野生鳥獣との共存の場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場等として森林空間を様々な利用する森林の総合利用に対応するとともに、景観の保全等の国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する必要がある。

こうした森林整備の展開に当たっては、路網と高性能林業機械の組合せによる低コスト作業システムの普及及び定着等に取り組む必要がある。

この計画においては、上記のような基本的な考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道等の開設、森林の保全、治山施設等に関する事項を明らかにするものである。

なお、計画策定等に当たっては、当流域における多様な森林資源の整備及び保全に資するため、民有林・国有林間での緊密な連携調整を図りつつ策定するものである。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の区域は、次に掲げる市町村に所在する国有林野及び官行造林地の区域である。

市町村別面積

単位 面積：ha

市町村	面積	備考
総数	70,699.86	
石巻市	8,073.66	
気仙沼市	3,748.91	
登米市	2,653.64	
栗原市	14,231.55	
東松島市	165.21	
大崎市	18,828.47	
大和町	3,539.75	
色麻町	1,593.74	
加美町	15,386.95	
女川町	233.13	
本吉町	509.99	
南三陸町	1,734.86	

注 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局、東北森林管理局青森事務所、宮城北部森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進することとする。

そのため、本森林計画区の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、森林の構成、本森林計画区における国有林の位置付け等を踏まえ、以下に掲げる森林の整備及び保全の目標及び基本方針において、森林の有する多面的機能を発揮する上での望ましい姿、機能発揮に向けた誘導の考え方、目標とする森林の状態を明らかにする。

(1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源かん養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能について、特にその機能を高度に発揮させる必要のある森林の機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能/土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに、樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって必要に応じて保健・教育活動に適

した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

ア 期待する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

(水源涵養機能)

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等においては、水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(山地災害防止機能／土壌保全機能)

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の高危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(快適環境形成機能)

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する

森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(保健・レクリエーション機能)

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(文化機能)

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(生物多様性保全機能)

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(木材等生産機能)

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の

健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

イ 森林の誘導の考え方

① 育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林の誘導については、育成のための人為^{※1}の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに示すこととする。

a 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。

b 育成複層林

森林を構成する林木を択伐^{※2}等により伐採し、複数の樹冠層^{※3}を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。

c 天然生林

主として天然力^{※4}を活用することにより成立させ維持する森林^{※5}。

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈り、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

※3 「複数の樹冠層」とは、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

※4 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

※5 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

② 森林の区分に応じた誘導の考え方

森林資源の充実と公益的機能の発揮を図りながら循環的に森林を利用していくため、以下の誘導の考え方に基づき森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

a 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期により確実な更新を図ることとし、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理を実施することとし、立地条件に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は立地条件に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

b 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。

c 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在するなど継続的な資源利用が見込まれる森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等について、次のとおり定める。

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育 成 単 層 林	26,008	25,591
	育 成 複 層 林	4,444	4,473
	天 然 生 林	36,543	36,289
森林蓄積 m ³ /ha		173	195

第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2で定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

(ア) 育成単層林施業を行う森林

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。また、林地保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。
- b 主伐の時期については、高齢級の人工林が増加すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、多様化及び長期化を図ることとする。

(イ) 育成複層林施業を行う森林

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

- a 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。
- b 漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。

- c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。
- (ウ) 天然生林施業を行う森林
 - 天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。
 - a 主伐については、(イ)の主伐に当たつての留意事項によること。
 - b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこと。
- (エ) その他
 - 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

地 区	樹 種						
	ス ギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	35	40	35	30	40	10	20

(3) その他必要な事項

該当なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、土壌、地形等の自然条件を的確に把握した上で、既往の造林実績及び林産物の需要動向等を勘案して、現地の状況に最も適合した樹種を選定することとする。

イ 人工造林の標準的な方法

a 地 拵

林地の保護及び地力の維持を図りつつ確実な更新を行うため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じた効率的な作業方法を採用することとする。

アカマツ、その他有用天然稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していく

こととする。

b 植 付

健全な苗木を用い、適期、適作業により活着率の向上と植栽当年からの旺盛な成長を期待する。

植付時期は春植えを原則とする。

植栽本数は、下表を目安とし、立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整する。なお、複層林施業については、下表の植栽本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数を目安とする。ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

単位：本/ha

樹 種	植 栽 本 数
ス ギ	2,500～3,000
ヒノキ	3,000～3,500
カラマツ	2,000～2,500

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、アカマツ、ブナ等の有用天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行うこととする。

また、期間を定めて更新状況を確認し、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により更新を図ることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。

b 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。

c 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。

- (3) その他必要な事項
該当なし

3 間伐及び保育に関する基本事項

(1) 間伐の標準的な方法

(ア) 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木樹高がおおむね9 m、かつ、収量比数がスギ0.60以上、アカマツ0.70以上、カラマツ0.65以上とする。

(イ) 間伐の繰り返し期間

林冠が再び閉鎖する期間と間伐効果が成長に及ぼす期間を考慮して決定するが、おおむね10年を目安とする。

(ウ) 最終間伐の時期

主伐時期のおおむね10年前を目安とする。

(エ) 間伐率

目標材積間伐率は、35%を超えないものとする。ただし、法令等により間伐率の限度が定められている林分については、その範囲内とする。

(2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、樹種の特長、林分の状況、実行時期等を十分考慮し、常に実態を把握し、健全な分の育成を図ることを目的に以下のとおりとする。

(ア) 作業時期、回数

樹種	作業種	保育作業計画 (年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	△	○	○	○	○	△									
	つる切、除伐								←	○	→	←	○	→		
アカマツ	下刈	人工林	○	○	○	○	△									
		天然林	◎	◎	○	○	○									
	つる切、除伐							←	○	→		←	○	→		
カラマツ	下刈	○	○	○	△											
	つる切、除伐					←	○	→		←	○	→				

注1 ◎は2回刈、△は必要に応じて実施する。その他明示されていない保育については、現地の実態に即し、必要に応じて行う。

注2 ヒノキについては、スギに準ずる。

(イ) 施業方法の基準

a 下刈

下刈は、植栽木、有用天然木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法を採用し、効率的な作業を行うこと。

また、下刈の終期は、植栽木の高さが雑草木より抜き出て、植栽木の生育に支障がなくなった時期とすること。

b つる切

つる類の繁茂状況が著しく、除伐までには時期的に早い林地では、作業を単独で行う場合もあるが、除伐作業と同時に行うよう努めること。

c 除伐

除伐は、下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で、有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び形質不良な造林木の除去を目的として実施すること。

なお、豪雪地帯における急激な疎開は、雪害の危険があるので、植栽木と侵入木の相互の配置状況を考慮し漸進的に行うこと。

(3) その他必要な事項

該当なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法については、別表のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせる。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りとしない。

② 土地に関する災害の防止及び、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 森林の有する土地に関する災害の防止及び、土壌の保全の機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りとしない。

(イ) 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適な環境の形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせる。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りとしない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く）を推進することを旨とする。

② 土地に関する災害の防止及び、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く）など、良好な自然環境の保全や快適な利用のため

の景観の維持・形成を目的とした施業の方法とする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進する。

○基幹路網

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路線	141	451
うち林業専用道	—	—

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう下表に示す路網密度により路網を整備するとともに、近年の路網作設技術の向上も踏まえて、低コストで壊れにくい作業路の整備を推進することとする。

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ~35°)	車両系作業システム	100m/ha以上	35m/ha以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	75m/ha以上	25m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上	25m/ha以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上	15m/ha以上
急 峻 地(35° ~)	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上

注1： 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダー等を活用する。

2： 「車両系作業システムとは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダー等を活用する。

(3) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその方法
該当なし

- (4) その他必要な事項
該当なし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における事業の民間実行の徹底を推進する上において、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有する経営体質の強い林業事業体の育成、強化が重要となっている。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の育成、強化を図るとともに、これらを通じ優れた林業労働者の確保に資することとする。

ア 事業の計画的、安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への労働安全衛生対策に関する指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保し得るよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業機械化の促進については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、着実に広まってきているものの、高性能林業機械の作業性能を最大限に引き出した作業システムへの移行が進展せず、労働生産性の向上、生産コストの縮減に繋がっていない状況が見られる。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

木材の計画的、安定的な販売に努めるとともに、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した製品を供給し得る体制に民有林と連携しながら取り組むものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土地の形質変更にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、地形、地質等の条件等に応じて実施地区を選定するとともに、土砂の切取り、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質変更を行う場合には、その態様に依りて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずるものとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域(林班)			
総数		64,803.29	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採にあたっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
石巻市	502～512, 514～532, 538～540, 542～543, 550～573, 575～597, 649	7,233.29		
気仙沼市	301～308, 310～324, 326, 328～331, 336～338, 344～345	2,394.96		
登米市	621～648, 650, 652	2,319.55		
栗原市	2～5, 7～13, 15～16, 19～22, 24～46, 53～60	13,413.74		
大崎市	101～156, 159, 161～162	18,088.31		
大和町	258, 260～266, 268～274, (大) 1, 3～4	2,651.98		
色麻町	253～257	1,589.95		
加美町	201～252, 277～282, 285～289, (小) 2～4, 6	14,832.76		
女川町	534～537	230.76		
本吉町	346, 348～354	411.91		
南三陸町	360～369, 371～381	1,636.08		

注() 書きは官行造林地で契約者等名称は下記のとおり

(大)：大和町宮床財産区

(小)：小野田町 [現：加美町]

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

本森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については保安林として適切に管理・保全していくこととする。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行うこととする。

(2) 保安施設地区に関する事項

該当なし

(3) 治山事業に関する事項

豪雨、地震、火山噴火、地滑り、流木等による山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、地域の実情を踏まえつつ迅速かつ機動的な治山施設の設置等を行い、災害に強い森林の保全・再生を推進する。

また、ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林等については、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進する。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視等を適正に行うこととする。

3 森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等への被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

特に、松くい虫被害については、重点的に巡視を行い早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図ることとする。

また、ナラ枯れ被害については、先進地域において重点的に巡視を行い早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図ることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

シカ等による食害や剥被害に対しては、公益的機能への影響を踏まえ、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域の実情に応じた被害対策に積極的に取り組むこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止し、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

(4) その他必要な事項

森林の面積、森林の管理状況等を勘案して林内歩道の整備を図るとともに、森林の保護思想の普及のための標識設置等を行うこととする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,644	1,614	30	541	514	27	1,103	1,100	3
前半5カ年の計画量	812	749	63	406	381	25	406	368	38

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	17,072
前半5カ年の計画量	6,284

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	1,396	1,246
前半5カ年の計画量	784	434

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ 年計画の 箇所	対図 番号	備考 (林班)	
開設	総数			36路線	59,200		44,600			
	林道			14路線	23,600		20,600			
	林業専用道			22路線	35,600		24,000			
	自動車道	林道	石巻市	船戸	2,000	130	2,000	①	552外	
				夫婦石沢	1,000	183	1,000	②	596外	
		林道計		2路線	3,000		3,000			
		林業専用道		十三浜相川第2	2,000	140	2,000	③	584	
		林業専用道計		1路線	2,000		2,000			
		林道		気仙沼市	万行沢	1,600	86	1,600	④	323外
					西中才	1,500	95	1,500	⑤	328
					大沢	700	45	700	⑥	303
		林道計			3路線	3,800		3,800		
		林業専用道			佐名連沢	1,000	130	1,000	⑦	310外
	上鳥沢		1,000		101	1,000	⑧	315外		
	大連台沢		1,200		170	1,200	⑨	334外		
	林業専用道計	3路線	3,200			3,200				
	林道	登米市	岩の沢		1,700	136	1,700	⑩	643外	
			林道計		1路線	1,700		1,700		
	林道	栗原市	砥沢	2,000	210					
			石仏	1,600	210	1,600	⑪	30		
			揚石支線	2,600	414	2,600	⑫	37外		
			林道計	3路線	6,200		4,200			
			林業専用道	新相達	800	120	800	⑬	53外	
白糸沢				2,500	208	2,500	⑭	56		
栗駒				1,200	186					
山根沢				1,400	138					
河原小屋	3,600	341	3,600	⑮	55外					

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利用 区域 面積	前半5カ 年計画の 箇所	対図 番号	備考 (林班)
開設	自動 車道	林業専用道	栗原市	畑ノ沢	1,400	194			
				相達沢支線	1,500	54			
		林業専用道計		7路線	12,400		6,900		
		林道	大崎市	滝の沢	3,000	318	3,000	⑯	114外
				中山平	2,000	247	2,000	⑰	150
				小深沢	1,000	122			
		林道計		3路線	6,000		5,000		
		林業専用道	大崎市	滝の沢第2	2,000	84	2,000	⑱	114
				高日向	2,600	260	2,600	⑲	101
				中山平第2	1,500	140	1,500	⑳	150
				金山林道支線2号	1,700	159			
				馬返沢	1,400	102			
				小古沢	1,000	90			
				6路線	10,200		6,100		
		林業専用道	大和町	赤崩山	1,800	246	1,800	21	270外
				1路線	1,800		1,800		
		林業専用道	加美町	大平	1,000	84			
				1路線	1,000				
		林道	南三陸町	吉三郎	2,000	125	2,000	22	368外
				トサ沢	900	174	900	23	375外
				2路線	2,900		2,900		
		林業専用道	南三陸町	水月第2	2,000	167	2,000	24	373外
				トサ沢第2	2,000	137	2,000	25	375外
林業専用道計	南三陸町	戦沢	1,000	86					
		3路線	5,000		4,000				

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利用 区域 面積	前半5カ 年計画の 箇所	対図 番号	備考 (林班)
拡張	総数				80				
	自動 車道 (改良)		大和町	種沢	40		40		
			計	1路線	40				
			色麻町	保野川	40		40		255外
			計	1路線	40				

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の計画	
保安林総数（実面積）	64,918	64,918	
水源かん養のための保安林	61,517	61,517	
災害防備のための保安林	4,686	4,686	
保健・風致の保存等のための保安林	2,833	2,833	

(注) 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上した。

②計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除 別	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域(林班)		前半5カ年の計画面積		
指定	総数			546	546		
	水源	計		546	546	水源かん養のため	
	かん養	栗原市	1～7	546	546		

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区 域		前半5カ 年の計画 地区数		
石 巻 市	502, 518, 556, 564, 568, 581	6	6	山腹工 溪間工 本数調整伐	
気仙沼市	306, 315, 329, 330	4	4	山腹工 溪間工 本数調整伐	
登 米 市	639, 645	2	2	溪間工 本数調整伐	
栗 原 市	1, 2, 6, 8~10, 12, 13, 19, 21, 22, 26, 34, 35, 38, 39, 53, 54	18	18	山腹工 溪間工 本数調整伐	
大 崎 市	105, 107, 113, 114, 116~118, 121, 122, 138, 161	11	11	山腹工 溪間工 本数調整伐	
大 和 町	262, 264	2	2	山腹工 溪間工 本数調整伐	
色 麻 町	254~256	3	3	山腹工 溪間工 本数調整伐	
加 美 町	206, 210~212, 222, 231, 234, 239, 248	9	9	山腹工 溪間工 本数調整伐	
女 川 町	535	1	1	山腹工	
本 吉 町	351	1	1	本数調整伐	
南三陸町	368, 380	2	2	溪間工 本数調整伐	
合 計		59	59		

第6 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	石巻市	510～512, 514, 516, 518～520, 522～529, 531, 538～540, 542, 550～557, 560～573, 575～597, 649	5,479.19	別紙1のとおり	定特1 83.64 定特2 322.05 定特3 1,397.7 県特3 100.03 県環特 62.32 鳥保特 29.82 史跡 62.32
	気仙沼市	301～304, 307～308, 310～313, 315～324, 326, 328～331, 337～338, 344～345	1,736.83		
	登米市	621～648	2,223.03		
	栗原市	8～13, 15～16, 19～22, 24～46, 53～60	13,304.81		土流 1,394.55 砂指 37.5 定特保 1,092.51 定特1 2,327.9 定特2 601.35 定特3 2,825.14 鳥保特 1,267.02
	大崎市	101～156	17,956.85		保健 310.78 砂指 62.11 定特保 396.16 定特1 3,643.03 定特2 1,674.32 定特3 9,705.86 鳥保特 3 史跡 7.54
	大和町	258, 260～266, 268～270, (大) 1, 3～4	2,630.04		保健 500.92 県特1 300.02 県特2 661.89 県特3 1,587.25
	色麻町	253～257	1,568.35		県特1 197.15 県特2 341.99 県特3 1,029.21

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
水かん	加美町	203~207, 209~252, 278, 285~289, (小) 2~4, 6	14, 147. 25	別紙1の とおり	砂 指 22. 02 県特1 579. 74 県特2 2, 129. 42 県特3 4, 553. 3 県環特 66. 9
	本吉町	348~354	380. 05		
	南三陸町	360~365, 367~369, 372~381	1, 594. 6		
	小計		61, 021		
土流	石巻市	502~509, 516, 528, 542~543, 553, 583	995. 46		保 健 860. 91 風 致 857. 62 定特保 358. 53 定特1 311. 64 定特2 183. 08 定特3 39. 53 県特3 46. 87 鳥保特 861. 19
	気仙沼市	312, 314, 320, 329~330	246. 03		
	栗原市	3, 11~12, 15, 19~20, 24, 26, 43, 46, 59~60	1, 394. 79		水かん 1, 394. 55 定特保 964. 67 定特1 47. 14 定特2 0. 5 鳥保特 965. 21
	加美町	201, 277, 280~282	506. 32		砂 指 1. 95
	小計		3, 142. 6		
土崩	石巻市	507~509	43. 31		保 健 31. 61 風 致 43. 31 定特1 42. 19 定特3 1. 12 鳥保特 43. 97
	大崎市	161	24. 55		
	小計		67. 86		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区 域 (林 班)				
潮 害	石 卷 市	544,574	22.63	別紙1の とおり	定特3	12.05
	東松島市	546,548~549	160.15		保 健	71.79
					県未3	8.25
					史 跡	9.54
	本 吉 町	346,353	13.68		定特1	0.12
	小計		196.46	定特2	13.56	
干 害	石 卷 市	515,517,521~522,530, 558~559	499.6		定特2	24.35
					定特3	408.89
					砂 指	0.62
	気仙沼市	305~306,336	351.08			
	登 米 市	650	71.97			
	加 美 町	208	83.63			
	女 川 町	534~537	222.56		定特2	110.4
					定特3	45.61
	小計		1,228.84			
魚つき	石 卷 市	532	73.08		定特1	67.13
					定特2	5.95
	南三陸町	366,371	6.83		定特保	6.83
	小計		79.91		史 跡	4.83
保 健	石 卷 市	502~509,541~543	951.91		土 流	860.91
					土 崩	31.61
					定特保	358.53
					定特1	341.64
					定特2	170.29
					定特3	9.64
					県特3	19.01
					鳥保特	884.06
	東松島市	546	71.79		潮 害	71.79
	大 崎 市	141~142,148~149	310.78		水かん	310.78
					砂 指	1.46
					定特1	49.55
					定特3	261.23

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
保健	大和町	260~264, 266	500.92	別紙1のとおり	水かん 500.92
					県特2 89.74
	小計				県特3 411.18
風致	石巻市	502~509, 542	901		土流 857.62
					土崩 43.31
					定特保 358.53
					定特1 353.83
				定特2 178.93	
				定特3 9.64	
				県特3 0.07	
				鳥保特 905.16	
	登米市	652	14.34		県環特 12.68
	小計		915.34		
計			68,487.41		
砂指	石巻市	515, 517, 519, 525, 530, 543, 554, 558, 560, 562~564, 566~567, 569, 575~578, 580~582, 585~593, 595~597, 649	34.05	別紙3のとおり	干害 0.62
					定特2 0.48
					定特3 6
	気仙沼市	305~306, 316, 318, 324, 326, 331	6.18		
	登米市	641, 645, 647	2.65		
	栗原市	2, 4~5, 7~11, 13, 16, 31~35, 37~38, 53~56, 58	56.69		水かん 37.5
					定特1 10.1
			定特2 1.77		
			定特3 13.03		
	大崎市	101~105, 107, 109~110, 127, 131, 133, 137, 139~140, 142, 145~146, 149, 151, 154~156, 159, 162	67.22	水かん 62.11	
				保健 1.46	
				定特1 11.06	
				定特2 1.79	
				定特3 27.09	
	大和町	272	0.82		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
砂指	加美町	201~202, 206~207, 209~210, 249, 279~280	28.69	別紙3の とおり	水かん 22.02 土流 1.95 県特3 8.11
	南三陸町	362, 365, 373	4.18		
計			200.48		
定特保	石巻市	502~509	359.89	別紙2の とおり	土流 358.53 保健 358.53 風致 358.53 鳥保特 359.89
	栗原市	11~12, 15, 20, 38~40, 43, 46	1,392.87		水かん 1,362.519 土流 64.67 鳥保特 1,267.02
	大崎市	124~126, 128~129	396.16		水かん 396.16
	南三陸町	366, 371	6.83		魚つき 6.83 史跡 4.83
	小計		2,155.75		
定特1	石巻市	502~509, 511~512, 522, 524, 532, 565	533.6		水かん 83.64 土流 311.64 土崩 42.19 魚つき 67.13 保健 341.64 風致 353.83 鳥保特 355.85
	栗原市	10~12, 19~20, 39~40, 42~43, 45, 58~60	2,327.9		水かん 2,327.9 土流 47.14 砂指 10.1
	大崎市	102, 107~110, 114, 120, 123~126, 128~130, 134~137, 139~142, 148~149	3,685.49		水かん 3,643.03 保健 49.55 砂指 11.06 鳥保特 3 史跡 6.24
	本吉町	346	0.12		潮害 0.12
	小計		6,547.11		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
定特2	石巻市	502~512, 515, 518~522, 524~525, 528~532, 557, 565, 570~571, (牡) 1~2, (石) 5	571.64	別紙2の とおり	水かん 322.05 土流 183.08 干害 24.35 魚つき 5.95 保健 170.29 風致 178.93 砂指 0.48 鳥保特 179.35
	栗原市	13, 15, 19, 38~40	603.82		水かん 2,825.14 砂指 1.77
	大崎市	105, 111, 124, 131~134, 143~147	1,677.4		水かん 1,674.32 砂指 1.79
	女川町	536~537	111.69		干害 110.4
	本吉町	346, 353	15.02		潮害 13.56
	小計		2,979.57		
	定特3	石巻市	507, 510~512, 514~531, 557~559, 565~571, 574, (牡) 2, (石) 5		1,991.6
栗原市		9, 21, 37~45, 54~57	2,842.46	砂指 13.03	
大崎市		101~119, 121~127, 130~131, 133~142, 146~149, 160, (鳴) 6~8	9,998.87	水かん 9,705.86 保健 261.23 砂指 27.09 史跡 1.3	
女川町		535~536	49.12	干害 45.61	
南三陸町		(歌) 1~3	16.75		
小計			14,898.8		
計			26,581.23		
県特1	大和町	260~261, 264~265	300.02		水かん 300.02
	色麻町	255, 257	197.61		水かん 197.15

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
県特1	加美町	234, 236, 239~240, 245~246, 248, 250	579.77	別紙2の とおり	水かん 579.74
	小計		1,077.4		
県特2	大和町	258, 260~261, 264~266, 268~269	669.08		水かん 661.89 保 健 89.74
	色麻町	255, 257	344.13		水かん 341.99
	加美町	229, 232~234, 236, 239~240, 245~246, 248, 250	2,129.5		水かん 2,129.42
	小計		3,142.71		
	石巻市	541~542, 572 (石) 11	227.34		水かん 100.03 土 流 46.87 保 健 19.01
県特3	大和町	258, 260~264, 266, 268~269, 273~274	1,863.54		水かん 1,587.25 保 健 411.18
	色麻町	253~257	1,052		水かん 1,029.21
	加美町	231~233, 235~239, 241~252	4,496.51		水かん 4,453.3 砂 指 8.11
	小計		7,639.39		
	気仙沼市	(唐) 2~6, 8~9, (気) 13	100.11		
県未3	東松島市	549	9.54	潮 害 8.25 史 跡 9.54	
	小計		109.65		
	計		11,969.15		
県環特	石巻市	591	62.32	別紙3の とおり	水かん 62.32 鳥保特 29.82 史 跡 62.32
	登米市	652	12.68		風 致 12.68
	加美町	214, 220	66.9		水かん 66.9
	小計		141.9		
	加美町	214, 220	17.26		史 跡 17.26
県環野	小計		17.26		
	計		159.16		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
鳥保特	石巻市	502~509, 591	934.98	別紙3のとおり	水かん 29.82 土流 861.19 土崩 43.97 保健 884.06 風致 905.16 定特保 359.89 定特1 355.85 定特2 179.35 定特3 10.07 県環特 29.82 史跡 29.82
	栗原市	11~12, 15, 20, 40, 43, 46	1,267.02		水かん 1,267.02 土流 965.21 鳥保特 1,267.02
	大崎市	148	3		定特1 3 史跡 3
計			2,205		
史跡	石巻市	591	62.32		水かん 62.32 鳥保特 29.82 県環特 62.32
	東松島市	549	9.54		潮害 9.54 県未3 9.54
	大崎市	104, 148	7.54		水かん 7.54 定特1 6.24 定特3 1.3 鳥保特 3
	加美町	214, 220	17.26		県環野 17.26
	南三陸町	371	4.83		魚つき 4.83 定特保 4.83
	計		101.49		

注1 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおり。

水かん＝水源かん養保安林	定特2＝国定公園第2種特別地域
土流＝土砂流出防備保安林	定特3＝国定公園第3種特別地域
土崩＝土砂崩壊防備保安林	県特1＝県立自然公園第1種特別地域
潮害＝潮害防備保安林	県特2＝県立自然公園第2種特別地域
干害＝干害防備保安林	県特3＝県立自然公園第3種特別地域
保健＝保健保安林	県未3＝県立自然公園地種区分未定の特別地域（第3種相当）
風致＝風致保安林	県環特＝県自然環境保全地域特別地区
砂指＝砂防指定地	県環野＝県自然環境保全地域野生動植物保護地区
定特保＝国定公園特別保護地区	鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区
定特1＝国定公園第1種特別地域	史跡＝史跡名勝天然記念物

2 ()書きは官行造林地で契約者等名称は以下のとおり。

(大)：大和町宮床財産区	(唐)：唐桑町 [現：気仙沼市]
(小)：小野田町 [現：加美町]	(鳴)：鳴子町 [現：大崎市]
(石)：石巻市	(歌)：歌津町
(牡)：牡鹿町 [現：石巻市]	(気)：気仙沼市

別紙 1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
伐採の方法	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>(2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては原則として、択伐による。</p> <p>(3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として伐採を禁止する。</p> <p>(4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>(1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、省令が定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>(2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
伐採の限度	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積をこえないものとする。</p> <p>(2) 地形、気象、土壌等の状況等により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>(3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p>

事 項	基 準
伐採の限度	<p>(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積をこえないものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積をこえないものとする。</p>
植 栽	<p>1 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

別紙2 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第1種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は次の規定により行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。
第2種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第3種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	県条例で定めるところによる。
自然環境保全地域 特別地区	「自然環境保全地域の特別地区内における木竹の伐採の方法及びその限度」に関する覚書について（昭和49年10月9日49林野計第405号）による。
県自然環境保全地域 特別地区 及び 野生動植物保護地区	「宮城県自然環境保全条例」（昭和47年7月15日宮城県条例第25号）で定めるところによる
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日38林野計第1043号）による。
史跡名勝天然記念物	指定の目的に応じた施業を行う。

別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林班)	面積	施業方法
総数		70,039.07	
石巻市	計	7,951.60	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	502～512、514～532、538～544、550～597、649		
気仙沼市	計	3,648.80	
	301～308、310～324、326～340、343～345		
登米市	計	2,653.64	
	621～648、650、652、653		
栗原市	計	14,159.50	
	1～13、15、16、19～22、24～46、53～60		
大崎市	計	18,701.41	
	101～156、159～162		
東松島市	計	165.21	
	546、548、549		
大和町	計	3,494.97	
	258、260～266、268～275		
色麻町	計	1,593.74	
	253～257		
加美町	計	15,212.99	
	201～252、277～282、285～289		
女川町	計	233.13	
	534～537		
本吉町	計	509.99	
	346、348～355		
南三陸町	計	1,714.09	
	360～369、371～381		

注 森林の所在の詳細(林小班)については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林班)	面積	施業方法
総数		13,753.43	
石巻市	計	1,828.88	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	502、503、504、505、506、507、508、509、515、 516、517、519、525、528、530、539、543、550、 551、553、554、557、558、559、560、562、563、 564、566、567、568、569、572、575、576、577、 578、580、581、582、583、586、587、588、589、 590、591、592、593、594、595、596、649		
気仙沼市	計	872.15	
	302、303、305、306、307、312、313、314、315、 316、318、320、323、324、326、329、330、331、 332、337		
登米市	計	19.35	
	641、645、647		
栗原市	計	3,619.72	
	2、3、4、5、7、8、9、10、11、12、13、15、16、 19、20、21、24、26、28、29、31、32、33、34、35、 36、37、38、40、41、42、43、44、46、53、54、55、 56、57、58、59、60		
大崎市	計	5,453.96	
	101、102、103、104、105、106、107、108、109、 110、111、114、117、118、119、121、122、123、 124、127、131、133、134、135、136、137、138、 139、140、142、145、146、149、150、151、154、 155、156、159、161、162		
大和町	計	0.82	
	272		
色麻町	計	174.15	
	253、254、256		
女川町	計	14.63	
	535		
加美町	計	1,765.59	
	201、202、203、204、205、206、207、209、210、 223、224、228、237、238、241、242、243、244、 247、249、277、279、280、281、282		
南三陸町	計	4.18	
	362、365、369		

注 森林の所在の詳細(林小班)については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林班）	面積	施業方法
総数		53.87	
東松島市	計	53.87	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	548		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

③ 保健機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		22,065.84	
石巻市	計 510、511、512、518、519、520、521、522、524、 528、529、530、531、532、541、542、543、544、 557、565、570、571、574、591	756.45	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
気仙沼市	計 331	4.26	
登米市	計 635、650、652	94.43	
栗原市	計 4、5、8、9、10、11、12、15、19、20、21、22、24、 31、33、38、39、40、42、43、44、45、46、58、59、 60	4,492.62	
大崎市	計 101、102、103、104、105、107、108、109、110、 112、113、119、120、122、123、124、125、126、 128、129、130、131、132、133、134、135、136、 137、139、140、141、142、143、144、145、146、 147、148、149、151、152、153、154、159	8,061.77	
東松島市	計 546、549	111.34	
大和町	計 258、260、261、263、263、264、265、266、268、 269、273、274	2,327.93	
色麻町	計 255、257	716.20	
加美町	計 214、215、216、217、218、219、220、221、222、 226、229、230、231、232、233、234、236、239、 240、245、246、247、248、249、250、251、252	5,323.14	
女川町	計 536、537	111.69	
本吉町	計 346、353	15.14	
南三陸町	計 360、361、362、366、371、373、375	50.87	

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	450,272	248,194	70,700	177,494	55.1
石 巻 市	55,577	31,126	8,074	23,052	56.0
気 仙 沼 市	22,667	16,397	3,749	12,648	72.3
登 米 市	53,638	22,191	2,654	19,537	41.4
栗 原 市	80,493	44,327	14,232	30,095	55.1
東 松 島 市	10,186	2,937	165	2,772	28.8
大 崎 市	79,676	42,832	18,828	24,004	53.8
大 和 町	22,559	14,763	3,540	11,223	65.4
大 郷 町	8,202	3,680	-	3,680	44.9
富 谷 町	4,913	2,195	-	2,195	44.7
大 衡 村	6,019	1,717	-	1,717	28.5
色 麻 町	10,923	4,702	1,594	3,108	43.0
加 美 町	46,082	33,703	15,387	18,316	73.1
涌 谷 町	8,208	2,181	-	2,181	26.6
美 里 町	7,506	13	-	13	0.2
女 川 町	6,579	5,343	233	5,110	81.2
本 吉 町	10,670	7,451	510	6,941	69.8
南 三 陸 町	16,374	12,637	1,735	10,902	77.2

注1 区域面積は、国土地理院「平成19年全国都道府県市区町村別面積調」による

2 国有林面積は、林野庁所管面積(官行造林を含む)で、民有林面積は地域森林計画対象面積

(2) 地況（気候）

観測地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	最深積雪量 (cm)	備 考
	最 高	最 低	年平均			
気仙沼	33.9	-8.1	11.2	1,430	-	
駒ノ湯	30.7	-12.6	8.7	2,166	121	
川 渡	33.3	-10.7	10.5	1,765	60	
築 館	34.0	-12.1	11.2	1,267	-	
志津川	34.4	-8.0	11.2	1,304	-	
米 山	33.6	-12.4	11.4	1,132	-	
古 川	33.7	-11.8	11.4	1,204	32	
大 衡	34.3	-9.9	11.4	1,362	-	
鹿島台	33.4	-12.5	11.4	1,192	-	
石 巻	33.1	-7.2	11.8	1,109	15	
江ノ島	30.9	-4.0	12.0	1,242	-	

資料：気象庁（1998～2007年までの10年平均）

（-：データなし）

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総 数	森林	農地			その他
			総数	うち田	うち畑	
総 数	450,272	248,194	97,791	83,969	13,822	104,287
石 巻 市	55,577	31,126	10,140	8,860	1,280	14,311
気 仙 沼 市	22,667	16,397	1,409	663	746	4,861
登 米 市	53,638	22,191	18,540	16,500	2,040	12,907
栗 原 市	80,493	44,327	18,500	16,100	2,400	17,666
東 松 島 市	10,186	2,937	3,054	2,590	464	4,195
大 崎 市	79,676	42,832	19,170	16,800	2,370	17,674
大 和 町	22,559	14,763	2,573	2,330	243	5,223
大 郷 町	8,202	3,680	2,208	1,960	248	2,314
富 谷 町	4,913	2,195	722	641	81	1,996
大 衡 村	6,019	1,717	1,399	1,150	249	2,903
色 麻 町	10,923	4,702	2,897	2,540	357	3,324
加 美 町	46,082	33,703	6,290	5,060	1,230	6,089
涌 谷 町	8,208	2,181	3,476	2,900	576	2,551
美 里 町	7,506	13	5,031	4,780	251	2,462
女 川 町	6,579	5,343	25	5	20	1,211
本 吉 町	10,670	7,451	1,015	564	451	2,204
南 三 陸 町	16,374	12,637	1,342	526	816	2,395

資料：農地は、「宮城県総合統計情報システム(土地対策課)」(平成18年度)による。

(4) 産業別生産額

単位 百万円

区 分	総生産	第 1 次 産 業				第2次産業	第3次産業
		総 額	農 業	林 業	水産業		
総 数	2,421,083	121,080	73,805	5,514	41,761	689,564	1,665,669
石 巻 市	533,851	23,699	8,544	286	14,869	144,809	377,521
気仙沼市	194,264	16,028	543	175	15,310	33,772	148,896
登 米 市	236,733	16,256	15,769	487	-	58,433	167,444
栗 原 市	215,132	13,841	12,598	1,144	99	57,885	148,313
東松島市	118,720	4,514	2,201	27	2,286	19,427	97,487
大 崎 市	470,825	14,840	13,220	1,588	32	147,340	319,385
大 和 町	124,419	1,733	1,282	364	87	60,588	64,937
大 郷 町	28,401	1,241	1,206	35	-	10,854	16,954
富 谷 町	93,217	598	514	84	-	15,699	79,047
大 衡 村	55,043	843	819	24	-	35,703	19,752
色 麻 町	23,703	5,373	5,344	29	-	7,370	11,501
加 美 町	85,637	4,860	4,300	487	73	37,447	45,284
涌 谷 町	54,605	2,803	2,709	94	-	23,593	29,455
美 里 町	62,016	3,292	3,280	12	-	14,549	45,590
女 川 町	57,411	4,254	5	40	4,209	6,178	48,289
本 吉 町	24,609	1,591	609	231	751	7,942	15,637
南三陸町	42,497	5,314	862	407	4,045	7,975	30,177

資料：平成17年度 「市町村民経済計算」

注1 総生産は、帰属利子等控除後であるため、各産業別生産額の積み上げ値より過小となる。

(5) 産業別就業者数

単位 人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第2次産業	第3次産業
		総 数	農 業	林 業	水産業		
総 数	380,097	47,919	37,928	448	9,543	113,145	217,783
石 巻 市	77,409	7,813	4,031	51	3,731	23,523	45,618
気仙沼市	30,734	3,483	1,080	30	2,373	8,313	18,899
登 米 市	43,598	7,335	7,280	43	12	14,178	22,001
栗 原 市	39,372	7,017	6,938	61	18	11,744	20,562
東松島市	20,363	2,116	1,525	0	591	5,470	12,767
大 崎 市	69,208	7,468	7,328	126	14	20,483	40,931
大 和 町	12,059	841	819	19	3	3,736	7,444
大 郷 町	4,733	660	657	2	1	1,396	2,674
富 谷 町	20,530	305	300	4	1	4,560	15,518
大 衡 村	2,908	477	474	3	0	865	1,549
色 麻 町	4,134	949	939	10	0	1,422	1,762
加 美 町	13,828	2,177	2,112	61	4	4,973	6,674
涌 谷 町	8,854	1,371	1,364	2	5	2,901	4,575
美 里 町	12,721	1,744	1,737	5	2	3,412	7,502
女 川 町	5,311	838	21	5	812	1,795	2,677
本 吉 町	5,480	1,022	719	9	294	1,763	2,693
南三陸町	8,855	2,303	604	17	1,682	2,611	3,937

資料：総務省統計局「国勢調査報告」（平成17年）

注1 総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	70,697.16	11,578	192	283.11			232.28			515.60	21	3	910.95	67	6
総数	66,995.43	11,576	192	283.11			232.28			515.60	21	3	910.95	67	6
針	28,973.59	5,012	136	287.91			201.43			486.79	21	3	870.88	66	6
広	38,021.84	6,565	57	15.20			30.85			28.81	1		40.07	1	
総数	26,275.89	4,912	135	275.96			140.72			359.57	14	2	642.98	50	5
針	25,936.34	4,467	128	263.22			137.83			352.06	14	2	629.22	50	5
広	339.55	446	7	12.74			2.89			7.51			13.76	1	
総数	25,229.25	4,708	132	255.88			124.08			331.66	13	2	621.92	49	5
針	24,926.81	4,331	125	243.14			121.19			324.15	13	2	610.06	48	5
広	302.44	377	6	12.74			2.89			7.51			11.86	1	
	(132.91)														
育 成	1,046.64	205	3	20.08			16.64			27.91	1		21.06	1	
成 林	1,009.53	136	3	20.08			16.64			27.91	1		19.16	1	
針	37.11	68	1										1.90		
広	40,719.54	6,664	57	7.15			91.56			156.03	7	1	267.97	17	1
総数	3,037.25	545	8	4.69			63.60			134.73	7	1	241.66	16	1
針	37,682.29	6,119	49	2.46			27.96			21.30			26.31		
広	779.09	88	4	4.69			59.26			107.73	5	1	222.42	16	1
総数	769.14	85	4	4.69			59.26			107.73	5	1	222.42	16	1
針	9.95	3													
広	3,397.64	466	7							2.24			0.50		
総数	140.14	21													
針	3,257.50	446	7							2.24			0.50		
広	36,542.81	6,110	46	2.46			32.30			46.06	2		45.05	1	
総数	2,127.97	439	4				4.34			27.00	1		19.24		
針	34,414.84	5,670	42	2.46			27.96			19.06			25.81		
広	2.70	2													
竹林	3,701.73	2													
無立木地															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総数	総数	283	17	2,333.69	545	24	3,922.66	722	25	5,287.84	1,014	29	5,351.00	976	22
		針	283	17	3,517.00	545	24	3,922.66	722	25	5,287.84	1,014	29	5,351.00	976	22
	総数	針	275	17	3,420.48	531	24	3,672.09	681	23	4,521.88	844	23	4,699.64	807	17
		広	8	0	96.52	14	1	250.57	41	1	765.96	170	6	651.36	169	5
	人工林	総数	274	17	3,390.58	537	24	3,426.73	672	23	4,385.49	903	25	4,623.18	882	18
		針	267	16	3,390.55	527	24	3,426.46	642	22	4,385.49	825	23	4,598.06	792	17
	育層林	広	8	0	0.03	10	0	0.27	30	1	0.27	77	2	25.12	89	1
		総数	271	16	3,381.49	536	24	3,376.42	665	23	4,274.21	881	24	4,390.90	838	18
	育層林	針	263	16	3,381.46	526	24	3,376.15	637	22	4,274.21	813	22	4,365.78	764	16
		広	8	0	0.03	10	0	0.27	28	1	0.27	68	1	25.12	74	1
天然林	総数	総数	3		9.09	1	50.31	7		111.28	22	1	232.28	43	1	
		針	3		9.09	1	50.31	5		111.28	12		232.28	29	1	
	総数	針	9		126.42	8		495.93	50	2	902.35	111	5	727.82	94	3
		広	8		29.93	4		245.63	40	1	136.39	19		101.58	14	
	育層林	針	5		24.55	4		211.44	35	1	70.40	12		10.64	2	
		針	5		24.55	3		210.12	34	1	68.53	11		9.49	2	
	育層林	針	0		0.38	1		1.32	1		1.87	1		1.15		
		針	2		63.74	2		153.46	8		495.94	60	3	288.14	34	1
	育層林	針	1		4.34	1		18.21	3		51.69	6		32.86	5	
		針	2		59.40	2		135.25	5		444.25	54	3	255.28	29	1
天然	総数	4		38.13	2		131.03	7		336.01	38	2	429.04	59	2	
	針	4		1.04	2		17.30	2		16.17	1		59.23	8		
生	針	4		37.09	2		113.73	5		319.84	37	2	369.81	51	2	
	針	4		37.09	2		113.73	5		319.84	37	2	369.81	51	2	
竹林	針															
	針															
無立木地	針															
	針															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. () は、人工林の育成復層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量									
総数	3,942.01	859	16	2,183.61	471	8	1,412.27	299	6	1,016.83	210	4	825.20	165	3
総数	3,942.01	859	16	2,183.61	471	8	1,412.27	299	6	1,016.83	210	4	825.20	165	3
針	3,325.08	675	11	1,543.84	329	4	656.63	152	2	316.47	74	1	260.93	63	1
広	616.93	183	4	639.77	142	4	755.64	147	4	700.36	136	3	564.27	102	2
総数	3,409.83	745	12	1,461.49	345	5	478.27	131	2	94.99	27		155.48	45	
針	3,232.92	656	11	1,406.98	302	4	474.84	112	1	94.99	21		154.96	38	
広	176.91	89	1	54.51	43	1	3.43	19			6		0.52	7	
総数	3,219.53	714	12	1,383.89	332	4	454.13	118	1	94.82	22		138.32	40	
針	3,062.48	637	11	1,341.75	294	4	453.68	102	1	94.82	16		137.80	35	
広	157.05	77	1	42.14	38		0.45	16		(26.91)	6		0.52	5	
							(26.78)						(7.19)		
育 複 層 成 林	190.30	32		77.60	13		24.14	13		0.17	5		17.16	5	
針	170.44	19		65.23	8		21.16	10		0.17	5		17.16	4	
広	19.86	12		12.37	5		2.98	2						1	
総数	532.18	113	3	722.12	126	3	934.00	168	4	921.84	183	4	669.72	120	2
針	92.16	19		136.86	27		181.79	40		221.48	53	1	105.97	25	
広	440.02	94	3	585.26	99	3	752.21	129	4	700.36	130	3	563.75	95	2
育 単 層 成 林	16.43	3		0.78									3.25	1	
針	12.34	2		0.78									2.11	1	
広	4.09	1											1.14		
育 複 層 成 林	106.51	11		94.27	9		96.51	8		107.96	10		85.99	9	
針	5.96	1		2.48			1.88			0.82					
広	100.55	10		91.79	8		94.63	8		107.14	10		85.99	9	
天 然 林	409.24	99	3	627.07	117	3	837.49	160	4	813.88	173	3	580.48	110	2
針	73.86	16		133.60	27		179.91	39		220.66	52	1	103.86	23	
広	335.38	83	3	493.47	91	3	657.58	120	3	593.22	120	3	476.62	86	2
竹林															
無立木地															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	719.69	133	2	902.11	173	2	789.74	160	2	719.26	136	1	876.75	162	1
総数	719.69	133	2	902.11	173	2	789.74	160	2	719.26	136	1	876.75	162	1
針	213.14	42		310.34	60		296.85	64		214.52	41		252.62	51	
広	506.55	91	2	591.77	113	2	492.89	96	1	504.74	94	1	624.13	111	1
総数	135.62	31		242.03	54		267.84	66		136.93	33		163.06	41	
針	116.97	20		238.69	41		265.80	55		133.77	23		163.06	32	
広	18.65	11		3.34	13		2.04	11		3.16	10			10	
総数	103.61	23		225.06	49		236.79	57		77.55	18		126.00	33	
針	84.96	15		221.72	38		234.75	49		74.39	14		126.00	26	
広	18.65	7		3.34	11		2.04	8		3.16	5			7	
	(4.75)			(13.23)			(11.42)			(4.43)			(9.15)		
育 複 層 成 林	32.01	8		16.97	5		31.05	9		59.38	15		37.06	8	
針	32.01	5		16.97	4		31.05	6		59.38	9		37.06	5	
広		4			2			3			6			3	
総数	584.07	102	2	660.08	119	2	521.90	94	1	582.33	103	1	713.69	121	1
針	96.17	22		71.65	18		31.05	8		80.75	19		89.56	20	
広	487.90	80	1	588.43	101	2	490.85	85	1	501.58	84	1	624.13	101	1
育 単 層 成 林															
針															
広															
育 複 層 成 林	76.83	8		52.07	6		49.41	7		15.14	2		33.45	5	
針	0.70			0.59			2.75	1							
広	76.13	8		51.48	6		46.66	6		15.14	2		33.45	5	
天然 林	507.24	93	1	608.01	112	2	472.49	86	1	567.19	99	1	680.24	115	1
針	95.47	22		71.06	18		28.30	7		80.75	18		89.56	19	
広	411.77	72	1	536.95	95	2	444.19	79	1	486.44	82	1	590.68	96	1
竹林															
無立木地															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	2.0 齢級			2.1 齢級以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	546.40	103	1	30,707.43	5,078	21
総数	546.40	103	1	30,707.43	5,078	21
針	243.97	55		889.40	181	1
広	302.43	48		29,818.03	4,897	20
総数	190.43	45		57.44	17	
針	190.43	35		57.44	14	
広		10			2	
総数	168.02	38		42.00	11	
針	168.02	30		42.00	10	
広		8			1	
	(11.03)			(18.02)		
育 成						
復 成	22.41	7		15.44	5	
針	22.41	5		15.44	4	
広		2			1	
総数	355.97	59		30,649.99	5,061	21
針	53.54	20		831.96	166	1
広	302.43	39		29,818.03	4,895	20
育 成						
層 成						
針						
広						
育 成	116.28	14		1,557.15	272	1
復 成				17.86	3	
針	116.28	14		1,539.29	269	1
広	239.69	44		29,092.84	4,789	20
総数	53.54	20		814.10	163	1
針	53.54	20		814.10	163	1
広	186.15	25		28,278.74	4,626	19
竹 林						
無立木地						

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみは林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成復層林の上、中層木の面積で外書。

(3) 市町村別森林資源表

市町村	区分	立木地										無立木地等					計									
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改種予定地	林地以外の地	計										
		育成専層林	育成複層林	計	育成専層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計																
石巻市	面積	針	4,237.01	296.54	4,533.55	290.42	6.49	882.43	1,179.34																	
		広	193.87	19.90	3.80	3.80	23.14	1,664.32	1,691.26																	
	計	4,430.88	316.44	4,747.32	294.22	29.63	2,546.75	2,870.60	2,70																	
	材積	針	757,015	42,462	799,477	26,946	1,447	200,809	229,202																	
		広	85,177	17,807	102,984	1,303	5,361	352,333	358,997																	
	計	842,192	60,269	902,461	28,249	6,808	553,142	588,199																		
	成長量	針	20,019.3	840.2	20,859.5	1,311.5	19.7	1,719.0	3,050.2																	
		広	1,262.1	244.9	1,507.0	54.1	194.0	8,458.3	8,706.4																	
	計	21,281.4	1,085.1	22,366.5	1,365.6	213.7	10,177.3	11,756.6																		
	面積	針	2,542.34	70.87	2,613.21	160.68		292.44	453.12																	
広		10.36	1.90	12.26	4.16	0.50	498.44	503.10																		
計	2,552.70	72.77	2,625.47	164.84	0.50	790.88	956.22																			
気仙沼市	材積	針	501,148	11,922	513,070	18,467	71,094	89,561																		
		広	10,219	7,088	17,307	1,265	3	121,071	122,339																	
	計	511,367	19,010	530,377	19,732	3	192,165	211,900																		
	成長量	針	13,830.0	184.8	14,014.8	842.6	0.7	790.9	1,633.5																	
		広	170.1	44.1	214.2	48.5	0.7	2,763.9	2,813.1																	
	計	14,000.1	228.9	14,229.0	891.1	0.7	3,554.8	4,446.6																		
	面積	針	1,719.73	118.06	1,837.79	135.11	0.12	128.94	264.17																	
		広	26.25	15.31	41.56	0.30	1.03	394.88	396.21																	
	計	1,745.98	133.37	1,879.35	135.41	1.15	523.82	690.38																		
	登米市	材積	針	323,557	15,799	339,356	14,356	4	23,211	37,571																
広			8,809	8,868	17,677	22	52	53,197	53,271																	
計		332,366	24,667	357,033	14,378	56	76,408	90,842																		
成長量		針	9,108.7	257.9	9,366.6	537.2	0.1	418.2	955.5																	
		広	169.0	120.0	289.0	0.9	1.7	1,601.9	1,604.5																	
計		9,277.7	377.9	9,655.6	538.1	1.8	2,020.1	2,560.0																		
面積		針	4,658.77	124.56	4,783.33	6.19	18.93	90.82	115.94																	
		広	20.71	20.71	20.71	6.19	699.72	7,895.02	8,594.74																	
計		4,679.48	124.56	4,804.04	6.19	718.65	7,985.84	8,710.68																		
栗原市		材積	針	799,971	17,167	817,088	1,237	4,268	13,744	19,249																
	広		84,727	9,438	94,165	74	133,365	1,283,000	1,416,439																	
	計	884,648	26,605	911,253	1,311	137,633	1,296,744	1,435,688																		
	成長量	針	23,127.9	304.5	23,432.4	23.3	50.1	80.6	154.0																	
		広	1,456.4	106.7	1,563.1	2.9	940.9	6,880.5	7,824.3																	
	計	24,584.3	411.2	24,995.5	26.2	991.0	6,961.1	7,978.3																		
	面積	針	28.23	28.23	28.23			120.69	148.92																	
		広	0.05	0.05	0.05			6.17	6.17																	
	計	28.28	28.28	28.28			126.86	126.86																		
	東松島市	材積	針	3,425	141	3,566	141	774	15,863	19,429																
広			48.7	48.7	48.7			97.2	97.2																	
計		3,473.7	190.4	3,664.7	141	774	15,960.2	19,526.2																		
成長量		針	1.9	1.9	1.9			6.9	6.9																	
		広	50.6	50.6	50.6			104.1	104.1																	
計		52.5	52.5	52.5			111.0	111.0																		

(面積：h a, 材積：m³, 成長量：m³/年)

注1 人工林及び天然林で点生木のみ其林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(面積：h a, 材積：m³, 成長量：m³/年)

市町村	区分	立木地										無立木地等					計										
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改訂地	林地以外の地												
		育成層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計																	
大崎市	面積	針	4,386.84	246.43	4,633.27	4.64	15.47	321.54	341.65																		
		広	8.66		8.66		904.54	11,934.61	12,839.15																		
	計	4,395.50	246.43	4,641.93	4.64	920.01	12,256.15	13,180.80																			
	材積	針	754.958	31,946	786,904	382	2,684	55,911	58,977																		
		広	64,178	17,728	81,906		136,349	1,918,056	2,054,405																		
	成長量	針	819,136	49,674	868,810	382	139,033	1,973,967	2,113,382																		
広		23,201.2	547.1	23,748.3	21.1	47.7	375.5	444.3																			
大和町	面積	針	1,259.9	249.0	1,508.9	21.1	1,042.8	9,117.9	10,160.7																		
		広	24,461.1	796.1	25,257.2	21.1	1,090.5	9,493.4	10,605.0																		
	計	1,284.38	1,045.1	2,329.48	42.2	2,133.3	18,611.3	20,742.7																			
	材積	針	1,285.58	82.48	1,368.06	9.41	4.43	25.35	39.19																		
		広	12.85		12.85		107.23	1,911.73	2,018.96																		
	色麻町	面積	針	1,285.43	82.48	1,367.91	9.41	111.66	1,937.08	2,048.74																	
広			203,219	7,592	210,811	1,423	793	4,680	6,896																		
計		204,504.43	7,674.48	212,178.91	1,432.41	804.65	6,071.68	11,534.84																			
材積		針	23,212	4,256	27,468		10,485	316,435	326,920																		
		広	226,431	11,848	238,279	1,423	11,278	321,115	333,816																		
加美町		面積	針	5,990.5	159.0	6,149.5	43.7	24.9	39.8	108.4																	
	広		396.7	76.8	473.5		234.0	2,150.9	2,384.9																		
	計	6,387.2	235.8	6,623.0	43.7	258.9	2,190.7	2,493.3																			
	材積	針	520.00		520.00		0.52	31.53	32.05																		
		広	2.83		2.83		55.71	937.98	993.69																		
	女川町	面積	針	522.83		522.83		56.23	969.51	1,025.74																	
広			79,439		79,439		170	4,246	4,416																		
計		80,161.83		80,161.83		226.23	5,185.51	5,441.74																			
材積		針	86,463		86,463		6,117	153,771	159,888																		
		広	2,688.5		2,688.5		2.1	21.3	23.4																		
大崎市		面積	針	160.0		160.0		104.3	748.4	852.7																	
	広		2,848.5		2,848.5		106.4	769.7	876.1																		
	計	3,008.5		3,008.5		210.7	1,518.1	1,728.8																			
	材積	針	4,002.67	32.15	4,034.82		94.18	69.57	163.75																		
		広	18.65		18.65		1,465.63	8,745.39	10,211.02																		
	加美町	面積	針	4,021.32	32.15	4,053.47		1,559.81	8,814.96	10,374.77																	
広			594,633	2,913	597,546		11,252	10,111	21,363																		
計		600,654.32	3,245.15	603,899.47		12,811.62	18,926.07	32,737.80																			
材積		針	80,762	2,034	82,796		153,873	1,376,905	1,530,778																		
		広	675,395	4,947	680,342		165,125	1,387,016	1,552,141																		
女川町		面積	針	18,098.2	54.2	18,152.4		313.7	83.6	397.3																	
	広		1,301.6	30.7	1,332.3		4,433.2	8,101.0	12,534.2																		
	計	19,399.8	84.9	19,484.7		4,746.9	8,184.6	12,931.5																			
	材積	針	140,52	36.66	177.18	4.91	4.45	9.36																			
		広	1.10		1.10		35.92	40.37	45.28																		
	大崎市	面積	針	141.62	36.66	178.28	4.91	40.37	45.28																		
広			22,829	6,109	28,938	457	639	1,096																			
計		23,240.62	6,145.66	29,386.28	461.91	684.17	1,141.24																				
材積		針	2,140	1,069	3,209	132	5,463	5,595																			
		広	24,969	7,178	32,147	589	6,102	6,691																			
加美町		面積	針	719.3	164.0	883.3	17.6	11.4	29.0																		
	広		47.0	7.1	54.1	6.9	143.2	150.1																			
	計	766.3	171.1	937.4	24.5	154.6	179.1																				

注1 人工林及び天然林で点生木のみ其林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注2 復層林は下層木のみを対象とする。

(面積：h a, 材積：m³, 成長量：m³/年)

市町村	区分	立木地										無立木地等				計								
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改訂地	林地以外の地									
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計														
本吉町	面積	針	401.51		401.51	26.56		26.56	16.35		16.35	42.91												
		広				0.08		0.08	31.24		31.24	31.32												
	計	401.51		401.51	26.64		26.64	47.59		47.59	74.23													
	材積	針	88.392		88.392	2.079		2.079	3.046		3.046	5.125												
		広	731		731	7		7	5.798		5.798	5.805												
	計	89.123		89.123	2.086		2.086	8.844		8.844	10.930													
成長量	針	2,569.4		2,569.4	144.3		144.3	20.9		20.9	165.2													
	広	4.1		4.1	0.4		0.4	175.8		175.8	176.2													
計	2,573.5		2,573.5	144.7		144.7	196.7		196.7	341.4														
南三陸町	面積	針	1,036.61	1.78	1,038.39	131.22		131.22	143.86		143.86	275.08												
		広	7.11		7.11	1.61		1.61	359.14		359.14	360.75												
	計	1,043.72	1.78	1,045.50	132.83		132.83	503.00		503.00	635.83													
	材積	針	201.992	317	202.299	19.584		19.584	36.739		36.739	56.323												
		広	10.015	147	10.162	352		352	83.411		83.411	83.763												
	計	211.997	464	212.461	19.936		19.936	120.150		120.150	140.086													
成長量	針	5,752.2	4.6	5,756.8	608.3		608.3	491.2		491.2	1,099.5													
	広	154.5	1.8	156.3	16.6		16.6	2,093.6		2,093.6	2,110.2													
計	5,906.7	6.4	5,913.1	624.9		624.9	2,584.8		2,584.8	3,209.7														
森林計画計	面積	針	24,926.81	1,009.53	25,936.34	769.14		769.14	140.14		140.14	2,127.97												
		広	302.44	37.11	339.55	9.95		9.95	3,257.50		3,257.50	34,414.84												
	計	25,229.25	1,046.64	26,275.89	779.09		779.09	3,397.64		3,397.64	36,542.81													
	材積	針	4,330.518	136.227	4,466.745	84.931		84.931	20.618		20.618	439.319												
		広	377.135	68.435	445.570	3.155		3.155	445.605		445.605	5,670.214												
	計	4,707.653	204.662	4,912.315	88.086		88.086	466.223		466.223	6,109.533													
成長量	針	125,153.9	2,516.3	127,670.2	3,549.6		3,549.6	458.3		458.3	4,149.6													
	広	6,383.3	881.1	7,264.4	130.3		130.3	6,951.6		6,951.6	42,242.3													
計	131,537.2	3,397.4	134,934.6	3,679.9		3,679.9	7,409.9		7,409.9	46,391.9														

注1 人工林及び天然林で点生木のみ其林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

(単位 : ha)

区分	市町村							合計
	石巻市	気仙沼市	登米市	栗原市	東松島市	大崎市		
水源かん養保安林	5,479.19	1,736.83	2,223.03	13,304.81			17,956.85	
土砂流出防備保安林	995.46	246.03		0.24				
土砂崩壊防備保安林	43.31			(1,394.55)			24.55	
飛砂防備保安林								
防風保安林								
水害防備保安林					160.15			
潮害防備保安林	22.63							
干害防備保安林	499.87	351.08	71.97					
防雪保安林								
防霧保安林								
なだれ防止保安林								
落石防止保安林								
防火保安林								
魚つき保安林	73.08							
航行目標保安林								
保健保安林	(892.52)				(71.79)		(310.78)	
風致保安林	(900.93)		14.34					
計	(1,793.45)	2,333.94	2,309.34	(1,394.55)	(71.79)	160.15	(310.78)	
保安施設地区								
砂防指定地	(0.58)	6.18	2.65	(36.90)		19.79	(61.71)	
特別保護地区								
第一種特別地域								
第二種特別地域								
第三種特別地域								
地域区分未定地域								
計								
特別保護地区	(358.53)			(1,362.51)		30.36	(396.16)	
第一種特別地域	(504.60)			(2,327.90)			(3,643.05)	
第二種特別地域	(535.91)			(601.35)		2.47	(1,674.32)	
第三種特別地域	(1,864.98)			(2,825.67)		16.79	(9,706.18)	
地域区分未定地域							292.69	
計	(3,264.02)			(7,117.43)		49.62	(15,419.71)	
都								
第一種特別地域								
第二種特別地域								
第三種特別地域	(165.98)							
地域区分未定地域								
計	(165.98)							
原生自然環境保全地域								
自然環境保全地域特別地区								
都道府県自然環境保全地域特別地区	(62.32)			(12.68)				
鳥獣保護区特別保護地区	(934.98)			(1,267.02)			(3.00)	
緑地保全地区								
風致地区								
特別母樹林								
史跡名勝天然記念物	(62.32)						(1.30)	
種の保存法による管理地区								
その他							(6.24)	
合計	(6,283.65)	2,440.23	2,311.99	(9,815.90)	(89.56)	161.44	(15,802.74)	
							18,325.12	

(単位 : ha)

区分	市町村					
	大和町	色麻町	加美町	女川町	本吉町	南三陸町
水源かん養保安林	2,630.04	1,568.35	14,147.25		380.05	1,594.60
土砂流出防護保安林			506.32			
土砂崩壊防護保安林						
飛砂防護保安林						
防風保安林						
水害防護保安林						
潮害防護保安林			83.63		13.68	
干害防護保安林				222.56		
防雪保安林						
防霧保安林						
なたれ防止保安林						
落石防止保安林						
防火保安林						
魚つき保安林						6.83
航行目標保安林	(500.92)					
保健保安林						
風致保安林	(500.92)	1,568.35	14,737.20	222.56	393.73	1,601.43
計						
保安施設地区						
砂防指定地	0.82		(23.90)			4.18
特別保護地区						
第一種特別地域						
第二種特別地域						
第三種特別地域						
地種区分未定地域						
計						
特別保護地区						(6.83)
第一種特別地域					(0.12)	
第二種特別地域				(110.40)	(13.56)	
第三種特別地域				(45.61)	1.46	
地種区分未定地域				(156.01)		16.75
計				4.80	1.46	16.75
第一種特別地域	(300.02)	(197.15)	0.46	0.03	(579.74)	
第二種特別地域	(661.89)	(341.99)	2.14	0.08	(2,129.42)	
第三種特別地域	(1,587.25)	(1,029.21)	22.79	43.21	(4,453.30)	
地種区分未定地域						
計	(2,549.16)	(1,568.35)	25.39	43.32	(7,162.46)	
原生自然環境保全地域						
自然環境保全地域特別地区						
都道府県自然環境保全地域特別地区			(66.90)	17.26		
鳥獣保護区特別保護地区						
蔵地保全地区						
風致地区						
特別母樹林						
史跡名勝天然記念物			(17.26)			(4.83)
種の保存法による管理地区						
その他						
合計	(3,050.08)	2,914.34	(1,568.35)	1,593.74	227.36	(11.66)
			14,802.57	(156.01)	(13.68)	395.19
						1,622.36

(単位 : ha)

区分		市町村										
		合計										
保安林	水源かん養保安林	61,021.00										
	土砂流出防護保安林	(1,394.55)										
	土砂崩壊防護保安林	67.86										
	飛砂防護保安林											
	防風保安林											
	水害防護保安林	196.46										
	潮害防護保安林	1,229.11										
	干害防護保安林											
	防雪保安林											
	防霧保安林											
	なたれ防止保安林											
	落石防止保安林											
	防火保安林	79.91										
	魚つき保安林											
	国立公園	航行目標保安林	(1,776.01)									
保健保安林		(900.93)										
風致保安林		14.41										
計		(4,071.49)										
保安施設地区	保安施設地区											
	砂防指定地	(123.09)										
	特別保護地区											
	第一種特別地域											
	第二種特別地域											
	第三種特別地域											
	地種区分未定地域											
	計											
	国定公園	特別保護地区	(2,124.03)									
		第一種特別地域	(6,475.67)									
		第二種特別地域	(2,935.54)									
		第三種特別地域	(14,442.44)									
		地種区分未定地域										
		計	(25,977.68)									
		都道府県立自然公園	第一種特別地域	31.72								
第二種特別地域			71.44									
第三種特別地域			44.03									
地種区分未定地域			456.36									
計			603.55									
第一種特別地域			0.49									
第二種特別地域			9.41									
第三種特別地域			403.65									
地種区分未定地域			101.40									
計	514.95											
原生自然環境保全地域	原生自然環境保全地域											
	自然環境保全地域特別地区		(141.90)									
	都道府県自然環境保全地域特別地区		17.26									
	鳥獣保護区特別保護地区		(2,205.00)									
	緑地保全地区											
	風致地区											
	特別母樹林	(95.25)										
	史跡名勝天然記念物											
	種の保存法による管理地区											
	その他	(6.24)										
	合計	(44,074.85)										
		65,629.34										

(5) 樹種別材積表

単位 材積：1,000m³

樹種 林種	スギ	ヒノキ	ヒバ	カラマツ	アカマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
総数	3,140	53	5	305	1,333	1	3,770	2,545
人工林	3,105	49	3	300	970	1	2	417
天然林	35	4	2	5	363	0	3,768	2,128

(6) 荒廃地の面積

単位 面積：ha

区分	荒廃地
総数	28.89
石巻市	2.29
気仙沼市	-
登米市	-
栗原市	0.07
東松島市	-
大崎市	26.53
大和町	-
色麻町	-
加美町	-
女川町	-
本吉町	-
南三陸町	-

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

区 分	風水害				病虫害				雪害				獣類害			
	16	17	18	19	16	17	18	19	16	17	18	19	16	17	18	19
総 数	-	-	-	-	139	31	17	35	-	-	-	-	1	3	-	15
石 巻 市	-	-	-	-	94	11	4	24	-	-	-	-	1	-	-	15
気 仙 沼 市	-	-	-	-	3	3	2	3	-	-	-	-	-	3	-	-
登 米 市	-	-	-	-	-	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
栗 原 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 松 島 市	-	-	-	-	36	7	9	5	-	-	-	-	-	-	-	-
大 崎 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 和 町	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 郷 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富 谷 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 衡 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
色 麻 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加 美 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
涌 谷 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美 里 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
女 川 町	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
本 吉 町	-	-	-	-	4	2	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-
南 三 陸 町	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：「東北森林管理局事業統計書」

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別	組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総 額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考	
総 数	10 組合						
森 林 組 合	大和町	黒川	1,705	15	92,782	10,920	
	大郷町						
	富谷町						
	大衡村						
	大崎市	大崎	3,556	13	175,461	23,874	
	色麻町						
	加美町						
	涌谷町						
	美里町						
	栗原市	栗駒高原	1,763	20	114,565	16,684	
	登米市	登米町	405	15	26,670	2,230	
	登米市	東和町	826	6	61,208	7,796	
	登米市	津山町	755	3	24,612	4,737	
	本吉町	本吉町	665	5	32,821	5,549	
	気仙沼市	気仙沼市	1,354	6	44,243	12,313	
	南三陸町	南三陸	1,410	6	32,670	7,766	
	石巻市	石巻地区	3,246	22	128,880	22,987	
	女川町						
	東松島市						
総 数	8 組合						
生 産 森 林 組 合	大和町	宮床	403	1	5,565	499	
	栗駒市	沼ヶ森	199	-	30,600	538	
		深谷	41	-	35,217	183	
	登米市	米川	747	3	44,854	927	
	気仙沼市	鹿折	156	-	1,975	94	
		階上	232	-	6,960	51	
		志津川町入谷	195	-	4,875	237	
	石巻市	梅木	57	-	13,200	13	

資料：「宮城県森林組合統計」(平成18事業年度 宮城県農林水産部農林水産経営支援課)

イ 事業内容及び活動状況等

単位：千円

森林組合名	指導	販売	林産	加工	購買	森林	利用・福利厚生	金融	合計
総数	14,933	1,334,096	1,008,535	286,450	203,409	843,147	1,499,125	3,876	5,746,240
黒川	-	411,438	17,526	75,642	6,035	99,547	411,744	90	1,022,022
大崎	10,860	51,063	156,442	7,624	13,669	85,804	67,354	2,778	395,594
栗駒高原	1,062	3,225	103,414	2,013	33,868	219,375	67,081	188	430,226
登米町	1,826	39,899	124,944	149,922	3,124	47,670	59,821	-	427,206
東和町	1,065	51,424	141,531	-	6,538	54,918	59,207	261	314,944
津山町	-	6,317	60,746	-	45,704	50,545	15,114	89	178,515
本吉町	-	109,683	81,375	-	8,779	23,053	40,240	-	263,130
気仙沼市	120	18,071	43,901	35,207	1,539	18,975	31,917	-	149,730
南三陸	-	5,085	45,699	249	4,860	425,210	13,775	53	112,231
石巻地区	-	637,891	232,957	15,793	79,293	200,750	288,473	275	1,455,432

資料：「宮城県森林組合統計」(平成18事業年度 宮城県農林水産部農林水産経営支援課)

(2) 林業事業体等の現況

単位 事業体数

区 分	素 材 生産業	木材木製品製造業		その他
		製造業	その他	
総 数	132	118	28	18
石 巻 市	23	28	10	2
気 仙 沼 市	9	12	-	-
登 米 市	22	26	4	13
栗 原 市	20	16	2	-
東 松 島 市	-	4	-	-
大 崎 市	23	16	7	3
大 和 町	5	1	-	-
大 郷 町	1	1	-	-
富 谷 町	-	-	2	-
大 衡 村	-	2	2	-
色 麻 町	2	-	-	-
加 美 町	15	-	-	-
涌 谷 町	2	-	-	-
美 里 町	-	-	-	-
女 川 町	1	2	1	-
本 吉 町	4	6	-	-
南 三 陸 町	7	4	-	-

資料：1 「素材生産業」については、林業振興課資料（平成12年3月31日現在）による。

2 「木材木製品製造業」及び「その他」については、平成13年度事業所・企業統計調査（総務省統計局）による。

その内容は、次のとおり。

*1：製材業及び木製品製造業

*2：造作材、合板、建築用組立材料製造業及び木製容器製造業（竹、とうを含む。）

*3：その他の木製品製造業

(3) 林業労働力の概況

単位 人、%

区 分	就業者数 (15歳以上)			備考
	総 数	うち林業	割 合	
総 数	380,097	448	0.12	
石 巻 市	77,409	51	0.07	
気仙沼市	30,734	30	0.10	
登 米 市	43,598	43	0.10	
栗 原 市	39,372	61	0.15	
東松島市	20,363	0	0	
大 崎 市	69,208	126	0.18	
大 和 町	12,059	19	0.16	
大 郷 町	4,733	2	0.04	
富 谷 町	20,530	4	0.02	
大 衡 村	2,908	3	0.10	
色 麻 町	4,134	10	0.24	
加 美 町	13,828	61	0.44	
涌 谷 町	8,854	2	0.02	
美 里 町	12,721	5	0.04	
女 川 町	5,311	5	0.09	
本 吉 町	5,480	9	0.16	
南三陸町	8,855	17	0.19	

資料：総務省統計局「国勢調査報告」（平成17年）

注1 総数には「不詳」を含む。

(4) 林業機械化の概況（高性能林業機械）

単位 台

機械種名	総数	備 考
フェラーバンチャ	-	立木を伐倒する自走式機械
スキッド	-	けん引式集材専用トラクタ（一人作業が可能なもの）
プロセッサ	19	枝払・玉切りする自走式機械
ハーベスタ	9	伐倒・枝払い・玉切り機械
フォワード	32	積載式集材専用トラクタ（一人作業が可能なもの）
タワーヤダ	3	元柱を具備した自走式集材機
スイングヤダ	5	簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備

資料：東北森林管理局販売課(H19.9現在)

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³ 実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	226	170	396	201	171	372	89	101	94
針 葉 樹	207	159	366	186	167	353	90	105	96
広 葉 樹	19	11	30	15	4	19	79	36	63

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
500	345	69	454	334	74	46	10	22

(3) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

	開 設 延 長		
	計 画	実 行	実行歩合
総 数	27.7	13.5	49

(4) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	10,322	11,795	114	-	3	-
水源かん養	10,322	11,795	114	-	3	-
災害防備	-	-	-	-	-	-
保健、風致の保存等	-	-	-	-	-	-

イ 保安施設地区の指定

該当なし

ウ 保安施設事業

単位 地区

	面 積	
	計 画	実 行
総 数	44	21

注 計画は10ヵ年分

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅，別荘，工 場等建物敷地及 びその附帯地	採石採土地	その他	合計
-	-	-	-	128.94	128.94

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原野	農用地	その他	合計
-	-	26.32	26.32

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 材積：1,000m³ 面積：ha 延長：km

分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立 木材積	総数	総数	548	678	655	660	714	729	732	769
		針葉樹	547	678	655	660	714	729	732	769
		広葉樹	1	0	0	0	0	0	0	0
	主伐	総数	163	216	192	195	237	252	235	270
		針葉樹	162	216	192	195	237	252	235	270
		広葉樹	1	0	0	0	0	0	0	0
	間伐	総数	385	462	463	465	477	478	497	499
		針葉樹	385	462	463	465	477	478	497	499
		広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0
造林面積	総数	418	523	637	632	673	705	669	675	
	人工造林	395	384	486	534	568	577	535	551	
	天然更新	23	139	151	98	105	128	134	124	
林道開設延長		44.6	14.6							

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：ha、材積：1,000m³

区 分		面 積													材積
		総 数	1・2 齢 級	3・4 齢 級	5・6 齢 級	7・8 齢 級	9・10 齢 級	11・12 齢 級	13・14 齢 級	15・16 齢 級	17・18 齢 級	19・20 齢 級	21 齢級以上		
I 分期	総 数	66,996	515	1,427	5,851	9,211	9,293	3,596	1,842	1,622	1,509	1,423	30,707	11,575	
	人工林	26,276	417	1,003	5,628	7,812	8,033	1,940	250	378	405	353	57	4,912	
	育成単層林	25,229	380	954	5,584	7,651	7,610	1,838	233	329	314	294	42	4,707	
	育成複層林	1,047	37	49	43	162	423	102	17	49	90	59	15	205	
	天然林	40,720	99	424	223	1,398	1,260	1,656	1,592	1,244	1,104	1,070	30,650	6,664	
	育成単層林	779	64	330	72	282	27	1	3	0	0	0	0	88	
育成複層林	3,398	0	3	66	649	395	191	194	129	65	150	1,557	466		
天然生林	36,543	35	91	85	467	838	1,465	1,394	1,115	1,040	920	29,093	6,110		
II 分期	総 数	66,702	683	746	3,248	7,406	10,521	5,574	2,470	1,522	1,687	1,600	31,243	12,199	
	人工林	26,118	670	519	2,891	6,814	8,914	4,336	621	279	498	312	263	5,389	
	育成単層林	25,232	637	452	2,819	6,739	8,698	4,231	524	231	447	239	214	5,213	
	育成複層林	886	33	67	73	75	216	105	97	48	51	73	49	177	
	天然林	40,584	13	227	357	592	1,607	1,238	1,849	1,243	1,190	1,288	30,980	6,810	
	育成単層林	645	11	154	196	193	73	15	0	3	0	0	0	92	
育成複層林	3,540	0	19	78	259	791	203	204	163	102	49	1,672	523		
天然生林	36,399	2	54	83	140	743	1,020	1,645	1,077	1,088	1,239	29,308	6,195		
III 分期	総 数	66,353	917	531	1,422	5,824	9,126	8,497	3,174	1,786	1,573	1,493	32,011	12,966	
	人工林	25,739	771	438	1,021	5,627	7,754	7,252	1,562	267	326	393	328	5,929	
	育成単層林	24,846	761	381	947	5,565	7,593	7,079	1,471	199	282	324	244	5,737	
	育成複層林	893	10	57	74	62	160	173	91	68	44	69	84	192	
	天然林	40,615	146	93	401	197	1,372	1,245	1,612	1,519	1,247	1,100	31,682	7,037	
	育成単層林	745	106	64	260	52	239	20	1	3	0	0	0	109	
育成複層林	3,580	40	0	78	86	690	402	190	194	130	64	1,706	565		
天然生林	36,289	0	29	63	59	443	823	1,421	1,322	1,117	1,036	29,976	6,363		
IV 分期	総 数	66,316	1,169	683	746	3,248	7,406	10,362	4,655	2,276	1,437	1,656	32,678	13,622	
	人工林	25,631	891	670	519	2,891	6,814	8,755	3,452	524	224	470	420	6,429	
	育成単層林	24,705	849	637	452	2,819	6,739	8,539	3,347	427	177	419	300	6,223	
	育成複層林	926	42	33	67	73	75	216	105	97	48	51	120	206	
	天然林	40,685	278	13	227	357	592	1,607	1,203	1,752	1,213	1,186	32,258	7,193	
	育成単層林	879	234	11	154	196	193	73	15	0	3	0	0	127	
育成複層林	3,584	44	0	19	78	259	791	203	204	163	102	1,721	598		
天然生林	36,223	0	2	54	83	140	743	985	1,548	1,047	1,084	30,537	6,469		
V 分期	総 数	66,336	1,298	917	531	1,422	5,824	8,942	7,912	2,772	1,734	1,566	33,418	14,309	
	人工林	25,548	1,058	771	438	1,021	5,627	7,570	6,679	1,179	245	319	640	6,842	
	育成単層林	24,581	982	761	381	947	5,565	7,409	6,506	1,088	177	275	489	6,623	
	育成複層林	967	76	10	57	74	62	160	173	91	68	44	151	220	
	天然林	40,788	240	146	93	401	197	1,372	1,233	1,593	1,489	1,247	32,778	7,467	
	育成単層林	970	225	106	64	260	52	239	20	1	3	0	0	146	
育成複層林	3,595	15	40	0	78	86	690	402	190	194	130	1,770	630		
天然生林	36,223	0	0	29	63	59	443	811	1,402	1,292	1,117	31,008	6,691		
VI 分期	総 数	66,296	1,366	1,169	683	746	3,244	7,311	9,603	4,260	2,225	1,436	34,254	14,821	
	人工林	25,397	1,152	891	670	519	2,887	6,719	7,996	3,057	473	223	810	7,141	
	育成単層林	24,373	1,052	849	637	452	2,815	6,644	7,780	2,952	376	176	641	6,909	
	育成複層林	1,025	100	42	33	67	73	75	216	105	97	48	169	232	
	天然林	40,899	214	278	13	227	357	592	1,607	1,203	1,752	1,213	33,444	7,680	
	育成単層林	1,060	181	234	11	154	196	193	73	15	0	3	0	168	
育成複層林	3,616	33	44	0	19	78	259	791	203	204	163	1,823	674		
天然生林	36,223	0	0	2	54	83	140	743	985	1,548	1,047	31,621	6,838		
VII 分期	総 数	66,298	1,454	1,298	917	531	1,422	5,674	8,277	7,430	2,680	1,731	34,884	15,258	
	人工林	25,268	1,212	1,058	771	438	1,021	5,477	6,905	6,198	1,087	243	858	7,367	
	育成単層林	24,168	1,078	982	761	381	947	5,415	6,744	6,025	996	174	665	7,123	
	育成複層林	1,100	134	76	10	57	74	62	160	173	91	68	194	244	
	天然林	41,030	242	240	146	93	401	197	1,372	1,233	1,593	1,489	34,025	7,891	
	育成単層林	1,164	194	225	106	64	260	52	239	20	1	3	0	190	
育成複層林	3,643	48	15	40	0	78	86	690	402	190	194	1,900	719		
天然生林	36,223	0	0	0	29	63	59	443	811	1,402	1,292	32,125	6,982		
VIII 分期	総 数	66,317	1,454	1,366	1,169	683	746	3,176	6,839	8,958	4,142	2,203	35,582	15,738	
	人工林	25,155	1,191	1,152	891	670	519	2,819	6,247	7,351	2,939	451	925	7,561	
	育成単層林	23,983	1,033	1,052	849	637	452	2,747	6,172	7,135	2,833	354	720	7,308	
	育成複層林	1,171	158	100	42	33	67	73	75	216	105	97	206	254	
	天然林	41,162	263	214	278	13	227	357	592	1,607	1,203	1,752	34,656	8,177	
	育成単層林	1,273	213	181	234	11	154	196	193	73	15	0	3	214	
育成複層林	3,666	50	33	44	0	19	78	259	791	203	204	1,986	762		
天然生林	36,223	0	0	0	2	54	83	140	743	985	1,548	32,667	7,200		
IX 分期	総 数	66,295	1,435	1,454	1,298	917	531	1,422	5,410	7,501	7,203	2,649	36,474	16,119	
	人工林	25,009	1,179	1,212	1,058	771	438	1,021	5,213	6,129	5,970	1,057	961	7,680	
	育成単層林	23,772	993	1,078	982	761	381	947	5,151	5,969	5,797	965	747	7,424	
	育成複層林	1,237	186	134	76	10	57	74	62	160	173	91	213	256	
	天然林	41,286	256	242	240	146	93	401	197	1,372	1,233	1,593	35,514	8,439	
	育成単層林	1,374	210	194	225	106	64	260	52	239	20	1	3	240	
育成複層林	3,689	46	48	15	40	0	78	86	690	402	190	2,094	806		
天然生林	36,223	0	0	0	0	29	63	59	443	811	1,402	33,417	7,393		

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

7 その他

(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革

樹立時期	区 分	計画期間	計画期間	備 考
平成3年12月	一斉樹立	自平成4年4月1日 至平成11年3月31日	7年	
平成5年12月	經常樹立	自平成6年4月1日 至平成16年3月31日	10年	
平成9年12月	一斉樹立	自平成6年4月1日 至平成16年3月31日	10年	
平成10年12月	經常樹立	自平成11年4月1日 至平成21年3月31日	10年	
平成13年12月	一斉樹立	自平成11年4月1日 至平成21年3月31日	10年	
平成15年12月	經常樹立	自平成16年4月1日 至平成26年3月31日	10年	
平成20年12月	經常樹立	自平成21年4月1日 至平成31年3月31日	10年	
平成23年12月	一斉変更	自平成21年4月1日 至平成31年3月31日	10年	

(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間

職 名	氏 名	樹立に従事した期間
計画課長	飯島 康夫	平成23年4月～12月
流域管理指導官	小森 哲也	平成23年5月～12月
自然遺産保全調整官	新屋敷 哲也	平成23年4月～12月
計画課長補佐	加藤 重義	平成23年4月～12月
森林施業調整官	相馬 勝則	平成23年4月～12月
企画官	加賀 誠	平成23年4月～12月
企画係長	工藤 信彦	平成23年4月～12月
経営計画第一係長	見市 貴司	平成23年4月～7月
経営計画第一係	安藤 菜穂	平成23年4月～5月
経営計画第二係長	劔持 直樹	平成23年4月～12月
経営計画第三係長	鈴木 春美	平成23年4月～5月
経営計画第三係長	中村 誠	平成23年5月～12月
経営計画第四係長	松浦 博文	平成23年4月～5月
経営計画第四係長	田畑 良輝	平成23年5月～12月
経営計画第五係長	香川 直樹	平成23年4月～12月
経営計画第六係長	太田 正孝	平成23年4月～12月
計画課付	高橋 茂	平成23年5月～12月
計画課付	高橋 良次	平成23年8月～12月